

愛知県港湾管理条例（昭和 29 年愛知県条例第 44 号）第 11 条の 2 第 4 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から適用される海陽ヨットハーバー内の港湾施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和 8 年 3 月 1 8 日

愛知県知事 大 村 秀 章

海陽ヨットハーバー内の港湾施設の利用料金の額

港湾施設	区 分			単 位	利用料金の額 (円)	
野積場	ヨットを保管する 用途	ディンギー型 ヨット	一般の 利場の 一用合	学生及び生徒	1 隻 1 日 につき	480
				学生及び生徒（オプティミスト級）	1 隻 1 日 につき	340
				その他の者	1 隻 1 日 につき	970
			専用の 利場の 専用合	学生及び生徒	1 隻 1 月 につき	4,900
				学生及び生徒（オプティミスト級）	1 隻 1 月 につき	3,500
				その他の者	1 隻 1 月 につき	9,700
	その他の ヨット	一般の 利場の 一用合	艇長 5 m 未満のもの	1 隻 1 日 につき	1,290	
			艇長 5 m 以上 6 m 未満のもの	1 隻 1 日 につき	1,830	
			艇長 6 m 以上 7 m 未満のもの	1 隻 1 日 につき	2,360	
			艇長 7 m 以上 8 m 未満のもの	1 隻 1 日 につき	2,910	
			艇長 8 m 以上 9 m 未満のもの	1 隻 1 日 につき	3,440	
			艇長 9 m 以上のもの	1 隻 1 日 につき	3,990	
		専用の 利場の 専用合	艇長 5 m 未満のもの	1 隻 1 月 につき	13,100	
			艇長 5 m 以上 6 m 未満のもの	1 隻 1 月 につき	18,600	
			艇長 6 m 以上 7 m 未満のもの	1 隻 1 月 につき	24,100	
			艇長 7 m 以上 8 m 未満のもの	1 隻 1 月 につき	29,600	
	船台を保管するため利用する場合	艇長 8 m 以上 9 m 未満のもの	1 隻 1 月 につき	35,100		
艇長 9 m 以上のもの		1 隻 1 月 につき	40,600			
船台を保管するため利用する場合				1 台 1 月 につき	2,500	

港湾施設	区 分			単 位	利用料金の額 (円)	
係留施設	ト管た積利許受者の利用 ヨッ保る野ののをた外が すめ場ののをた外が 用可け以者用 場	ディン ギー型 ヨット	一般利 用の場 合	学生及び生徒	1隻1日 につき	480
				その他の者	1隻1日 につき	970
		その他 のヨッ ト	一般利 用の場 合	艇長5m未満のもの	1隻1日 につき	1,290
				艇長5m以上6m未満のもの	1隻1日 につき	1,830
				艇長6m以上7m未満のもの	1隻1日 につき	2,360
				艇長7m以上8m未満のもの	1隻1日 につき	2,910
				艇長8m以上9m未満のもの	1隻1日 につき	3,440
				艇長9m以上のもの	1隻1日 につき	3,990
船舶保管 施設				1隻1月 につき	20,300	
港湾厚生 施設	ヨット ハウス	会議室	大会議室A	2時間 につき	1,940	
			大会議室B	2時間 につき	1,690	
			大会議室C	2時間 につき	1,550	
			大会議室D	2時間 につき	1,510	
			大会議室E	2時間 につき	1,430	
			大会議室F	2時間 につき	1,320	
			大会議室G	2時間 につき	880	
			大会議室H	2時間 につき	630	
		船具用ロッカー			1個1月 につき	4,800
		附属ヨ ット	学生及び生徒	1隻1日 につき	4,190	
			学生及び生徒（1人乗り用のみ）	1隻1日 につき	3,560	
			その他の者	1隻1日 につき	5,350	
その他の者（1人乗り用のみ）	1隻1日 につき		4,500			
荷役機械	固定式起重機		1回に つき	1,610		
			1隻1年 につき	32,200		
	移動式荷役機械		1回に つき	640		
			1隻1年 につき	12,800		

港湾施設	区 分	単 位	利用料金の額 (円)
給水施設		給水量 0.5立 方メートル につき	150